平成２５年（フ）第１１４号
大津市皇子が丘３丁目５番８号
債務者　木村　光臣
1　決定年月日時　平成25年６月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月19日まで
大津地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１２０号
滋賀県守山市古高町62番地１　ベルパーク古高106号
債務者　西居　正洋
1　決定年月日時　平成25年６月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月19日まで
大津地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１３６号
滋賀県大津市唐崎３丁目９番26号
債務者　安田　　明
1　決定年月日時　平成25年６月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月19日まで
大津地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１３７号
大津市別保３丁目５番Ｂ―304号
債務者　堀江　洋子
1　決定年月日時　平成25年６月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月19日まで
大津地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１３８号
滋賀県甲賀市信楽町長野990番地３
債務者　門司　　潤
1　決定年月日時　平成25年６月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月19日まで
大津地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１３９号
滋賀県栗東市大橋５丁目２番12―201号、前住所滋賀県栗東市高野295番地11
債務者　メンバーズスナックリベルタンこと
高木　麗子（旧姓小浜）
1　決定年月日時　平成25年６月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月19日まで
大津地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１６６号
大津市稲津２丁目16番12号
債務者　木村真二こと　李　　真二
1　決定年月日時　平成25年６月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月19日まで
大津地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第２５号
滋賀県長浜市神照町710番地８
債務者　村木　恒夫
1　決定年月日時　平成25年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月19日まで
大津地方裁判所長浜支部破産係

平成２５年（フ）第３０２号
広島市西区高須２丁目11番１―602号
債務者　谷﨑雪子こと　**鄭**　　玉珠
1　決定年月日時　平成25年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月19日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第３２５号
広島市中区西白島町７番23号
債務者　杉森フサ子
1　決定年月日時　平成25年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月19日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第３９２号
広島市佐伯区五日市６丁目７番15―201号
債務者　堅田　久雄
1　決定年月日時　平成25年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月19日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第３９３号
広島市佐伯区五日市６丁目７番15―201号
債務者　堅田美和子
1　決定年月日時　平成25年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月19日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第４００号
広島市佐伯区皆賀２丁目１番31―704号
債務者　池田　佳子
1　決定年月日時　平成25年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月19日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第４４７号
広島市西区大宮１丁目９番16―202号
債務者　齋藤　亮一
1　決定年月日時　平成25年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月19日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第４５５号
広島市中区東白島町７番13―303号
債務者　田代　秋穂（旧姓田辺）
1　決定年月日時　平成25年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月19日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第５０号
広島県尾道市向島町9692番地１
債務者　半田　忠男
1　決定年月日時　平成25年６月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月19日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２５年（フ）第５１号
広島県尾道市向島町9692番地１
債務者　半田　　緑
1　決定年月日時　平成25年６月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月19日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２５年（フ）第５０号
福岡県田川郡糸田町1880番地11
債務者　浦田　大輔
1　決定年月日時　平成25年６月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月19日まで
福岡地方裁判所田川支部